

目的外使用団体 各位

守口市教育委員会

令和6年度学校施設目的外使用者登録申請について

令和5年度学校施設目的外使用の使用者登録の有効期限は、令和6年3月31日までです。

つきましては、令和6年度も引き続き使用を希望される場合は、改めて登録申請が必要となりますので、下記のとおり申請してください。

なお、登録の許可又は不許可の結果につきましては、3月使用分の許可書・不許可書交付時に併せて通知いたします。

記

1 提出書類

令和6年度学校施設使用者登録申請書

構成員名簿（令和6年4月1日見込みの情報に更新してください。）

会則、規約等（定めている場合のみ）

決算書、収支報告書等（最新のもの）

公共的団体に所属している場合、それを証明するもの

（令和6年度の加盟料の領収書の写し、加盟団体一覧などを準備してください。準備できない場合は、令和5年度分をもって仮登録とし、後日、令和6年度分を再提出してください。）

※上記の書類を、全てホッチキス留め又は、封筒に入れて提出してください。

2 申請受付期日

- ・令和6年4月分から使用を予定されている方は、令和6年1月31日（水）までに登録申請してください。（土曜日、日曜日、祝日・休日及び令和5年12月29日から翌年1月3日までは休庁日となっています。）

3 申請受付先

- ・守口市役所6階 教育委員会事務局教育部教育総務課
- ・各守口市立学校

4 注意事項

- ・受付時間は、平日の午前9時から午後5時30分（各学校は午後5時まで）です。

※各学校の警備員に預けることはできません。

- ・令和6年度の登録番号は、決定次第お知らせいたします。

- ・書類の内容について、後日、お電話で問い合わせさせていただく場合があります。

- ・令和6年度の使用料免除の承認又は不承認については、申請内容をもとに審査しますので、令和5年度において使用料が免除されていても、引き続き、免除されるとは限りません。

- ・登録番号は毎年変わりますので、ご注意ください。

- ・梶中学校と錦中学校の月曜日から土曜日の午後7時から午後9時の運動場使用については、使用可能な時期は、4月から11月までと3月です。

●申請及び許可書交付に係る窓口について

	小学校	中学校（さつき学園含む）
時間	午前9時～午後9時	
施設名		
運動場	教育総務課	
体育館		
教室		

【注意】梶中・錦中の運動場の夜間使用（午後7時～午後9時）について

- ・申請の受付及び許可書の交付については、教育総務課で行いますが、事務処理については、引き続き生涯学習・スポーツ振興課が所管となります。
- ・12月から翌年2月までの期間は使用できません。